

**資料1** 生協を「継続」または「脱退」する場合の手続き方法（必ずどちらかの手続きをお願いします）

	異動後も生協組合員を継続する方の手続方法	異動に伴い、生協を脱退する方の手続方法
継続または脱退の手続き	<p>(1)提出していただく書類</p> <p>①預金口座振替届出書(別紙参照)</p> <p>②預金口座振替依頼書(別紙参照) 記入例は資料12ページ</p> <p>※学校・警察署・外郭団体等への異動により、生協利用代金の給与控除ができなくなる方が対象となります。国の機関へ派遣される方なども対象となります。</p>	<p>(1)提出していただく書類</p> <p>①脱退届(別紙参照) 記入例は資料10ページ</p> <p>②出資証券</p> <p>③組合員証(カード)・ガソリンカード(利用者のみ)の返還</p> <p>★ 出資証券、組合員証(カード)、ガソリンカードを紛失された方は、紛失届のご提出が必要となります。 必要な方は、生協事務局までお問い合わせください。</p>
提出期限	現職場に勤務されている間にお問い合わせいたします。	現職場に勤務されている間にお問い合わせいたします。
提出先	茨城県庁生活協同組合 事務局 〒310-8555 水戸市笠原町978番6 TEL 029-301-6150 FAX 029-301-6159	茨城県庁生活協同組合 事務局 〒310-8555 水戸市笠原町978番6 TEL 029-301-6150 FAX 029-301-6159
代金支払のための指定口座について	任意指定口座からの自動振替となります。 毎月18日(ただし、当日が金融機関の休業日にあたるときはその翌営業日)に口座振替いたします。	
各種変更手続きについて(お願い)	氏名、住所、電話番号、口座番号、異動先など、変更があった場合は、生協事務局まで至急ご連絡ください。また、死亡・任意脱退希望・除名などにより、組合員資格を喪失した方は、速やかに「組合員証・出資証券・ガソリンカード」を生協事務室に返還願います。(死亡の場合は、ご親族からの連絡をお願いいたします。)尚、連絡がない場合は、除名となる場合もございますのでご注意ください。	

資料2 「生協継続加入」と「生協脱退」の比較

項目	現 在	異動後も生協を継続した場合	生協脱退の場合 *利用代金の清算については、資料3をご覧ください。
組合員番号	茨城県職員 職員番号と同じ番号を使用	現在の番号のままです。	
出資金 出資配当金	1口1,000円 最大20口 配当金の取扱 以下のどちらかを選択 ①配当預り金として、生協でお預りし残高が1,000円に達したときには、出資金に振り替えます。 ②指定口座に配当金を振り込みます。	そのまま継続します。 配当預り金や増資に関する取扱も同様です。	出資金及び配当預り金をお返しします。 出資金等の返還には「脱退届」の提出が必要となりますので、必ず脱退手続きをお願いいたします。 出資金等については、手続がなされない場合、組合員資格喪失後2年間で時効により返還できなくなりますのでご注意ください。
利用代金	毎月の給与から法定外控除 生協利用給与控除明細書を各職場へ送付	届け出いただいた期間(給与控除できない期間)の生協利用代金(生協カード利用代金、各種保険料など)は、任意で指定された口座から自動振替となります。 <b>注) 口座振替払いの手数料は組合員負担となります。</b> 1 取扱金融機関と手数料 ①常陽銀行(50円) ②中央労働金庫 (50円) 銀行コード0130 銀行コード2963 2 口座振替日 毎月18日(休業日の場合は翌営業日) ※請求明細書及び領収書の発行は行いません。 当生協ホームページ組合員専用サイトにおいてご利用明細を確認できますので、こちらをご利用ください。	請求がご利用月の翌月以降になるものについては「振込依頼書」を発行し、清算をしていただきます 詳細は 資料3 残金清算早見表をご参照願います。(8P)  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">                     生協指定店利用代金                      県庁売店・食堂の生協カード利用代金                      ガソリンカード利用代金                      配達購入による図書代金など                 </div> なお、ご希望があれば、上記未払金を、出資金及び出資配当預り金の返還金と相殺いたします。

項目	現 在	異動後も生協を継続した場合	生協脱退の場合 *利用代金の清算については、資料3をご覧ください。
保険1 総合福祉制度 (健族生活年金プラン)  保険会社 明治安田生命	○契約 原則として毎年1回募集期間を定めて募集 制度説明員が職場訪問  ○保険料の支払 給与からの法定外控除	○ 契約 そのまま継続できます。 引受保険会社より契約の更新時期にパンフレット 及び契約申込書をご自宅に郵送します。  ○保険料の支払 ご指定の口座から自動振替となります。	○契約 茨城県庁生協組合員専用に関連した保険商品で すので、契約の更新はできません。 ただし、ご希望があれば現在の契約期間満了時ま では継続できます。  ○保険料の支払 保険料納入は、3月給与控除までとなります。  《保険期間満了まで契約を継続する場合》 平成24年12月(保険期間平成24年12月31日)ま での保険料9ヶ月分を脱退手続き時に前納してい ただきます。振込依頼書を発行いたします。 <u>※満期まで継続希望の方は、生協事務局へご連絡            ください。継続の連絡がない場合には、解約扱            いとなりますのでご了承ください。</u>  《異動される時に解約する場合》 保険料は発生いたしません。 (保険期間平成24年3月31日)

項目	現 在	異動後も生協を継続した場合	生協脱退の場合 *利用代金の清算については、資料3をご覧ください。
保険2 団体傷害保険 団体傷害疾病 保険  保険会社 幹事会社 三井住友海上	○契約 原則として毎年1回募集期間を定めて募集  ○保険料の支払 給与からの法定外控除	○契約 新規契約、更新ともに可能です。 保険代理店より契約の更新時期にパンフレット及び契約申込書をご自宅に郵送します。  ○保険料の支払 ご指定の口座から自動振替となります。	○契約 茨城県庁生協組合員専用開発した保険商品ですので、契約の更新はできません。 ただし、ご希望があれば現在の契約期間満了時までには継続できます。  ○保険料の支払 差し引きが1ヶ月遅れとなっています。 《保険期間満了まで契約を継続する場合》 平成24年4月から7月(保険期間平成24年6月28日 PM4時)までの保険料を脱退手続き時に前納していただきます。(4ヶ月分) <u>※満期まで継続希望の方は、生協事務局へご連絡ください。継続の連絡がない場合には、解約扱いとなりますのでご了承ください。</u>  《異動される時に解約する場合》 平成24年4月(保険期間平成24年3月28日 PM4時)の保険料を脱退手続き時に納入していただきます。

項目	現 在	異動後も生協を継続した場合	生協脱退の場合 *利用代金の清算については、資料3をご覧ください。
保険3 一般生命保険 aflac(アフラック) (がん・医療保 険等) 新いりょう保険 介護費用保険	○契約等 個人契約の団体扱い(集団扱い)  ○保険料の支払 給与からの法定外控除	○契約等 そのまま継続できます。  ○保険料の支払 ご指定の口座から自動振替となります。  ※一般生命保険の保険料は、生協からの控除に より、団体扱いとなり、個人契約と比べ保険料が 安くなっております。  ※契約の変更や保障内容の確認など、保険料 控除以外につきましては、直接保険会社にお 問い合わせください。	○契約等 団体扱い(集団扱い)から個人契約に切り替わりま す。  ○保険料の支払 保険料納入は、3月給与控除までとなります。 《契約を継続する場合》 4月からの保険料は、ご自分で各保険会社へ手続 きをするようお願いいたします。 *脱退届を提出いただいた組合員の情報は、生協 からも保険会社に連絡いたしますが、保険会社によ っては4月分の保険料納入手続の変更の間に合 わない場合があります。お早めにお手続きをお願 いいたします。
保険4 自動車任意保険  保険会社 三井住友海上 東京海上日動 損害保険ジャバ ン	○契約等 個人契約の団体扱い(集団扱い)  ○保険料の支払 給与からの法定外控除	○契約等 そのまま継続できます。  ○保険料の支払 ご指定の口座から自動振替となります。	○契約等 団体扱い(集団扱い)から個人契約に切り替わりま す。 ○保険料の支払 4月からの保険料は、代理店から請求いたします。 満期までの保険料を一括で納入ください。 (団体扱いでの保険料となります。)

項目	現職組合員	異動後も生協を継続した場合	生協脱退 *利用代金の清算については、資料3をご覧ください。
保険5 自治労共済 (職員組合)	<p>○契約等 職員組合で毎年1回募集期間を決めて募集</p> <p>○保険料の支払 給与からの法定外控除(生協扱)</p>	<p>○契約等 そのまま継続できます。</p> <p>○保険料の支払 ご指定の口座から自動振替となります。</p> <p><u>この保険は職員組合が取り扱う保険ですが、保険料の控除は生協からとなります。</u></p>	<p>○契約等 職員組合へ連絡してください。</p>
保険6 簡易保険	<p>○契約等 個人契約の団体扱い(集団扱い) 個人契約に比べて、保険料が割安になっています。</p> <p>○保険料の支払 給与からの法定外控除</p>	<p>○契約等 <u>異動期間中(給与控除ができない期間中)</u>は団体扱い(集団扱い)から個人契約に切り替わります。</p> <p>○保険料の支払 保険料納入は、3月給与控除までとなります。 4月以降の保険料支払方法については、最寄りの郵便局にてご自身で支払い変更の手続きをお願いします。</p>	<p>○契約等 団体扱い(集団扱い)から個人契約に切り替わります。</p> <p>○保険料の支払 保険料納入は、3月給与控除までとなります。 4月以降の保険料支払方法については、最寄りの郵便局にてご自身で支払い変更の手続きをお願いします。</p>
保険7 公務員賠償責任保険  保険会社 あいおい ニッセイ同和	<p>○契約 原則として毎年1回募集期間を定めて募集</p> <p>○保険料の支払 給与からの法定外控除(年間保険料を一括して控除)</p>	<p>○契約等 そのまま継続できます。 ただし、派遣先によっては、加入できない場合があります。</p> <p>○保険料の支払 ご指定の口座から自動振替となります。</p>	<p>○契約等 4月1日で保険期間終了となります。 3月の保険募集期間に解約の申込書を必ず提出してください。</p>

項目	現職組合員	異動後も生協を継続した場合	生協脱退 *利用代金の清算については、 <a href="#">資料3</a> をご覧ください。
生協ホームページ (組合員専用サイト)	<p>当生協のホームページより、組合員の皆様だけに便利でお得なサービスの提供を行っております。</p> <p>利用する際は、<u>個人ごとに発行されたIDとパスワードが必要</u>となります。</p> <p>主なサービス</p> <p>①ご利用明細照会 <u>過去1年間の利用明細を確認することができます。</u></p> <p>②ネット書店 <u>書籍・DVDなど、定価の3%引きで購入できます。(送料無料)</u></p> <p>③IKS モール <u>各種ネットショッピングのご利用が可能です。(ギフトショップ・ホテル宿泊予約等)</u></p>		
生協指定店	<p>従来どおり、ご利用できます。</p> <p><u>異動期間中(給与控除ができない期間中)</u>の所属名は、「<u>ひばり会</u>」となります。利用票の記載が必要な場合には、下記のようにご記入ください。</p> <div data-bbox="405 707 1093 986" data-label="Image"> </div>		
情報紙	<p>隔月刊で「せいきょう」を発行しております。</p> <p><u>異動期間中(給与控除ができない期間中)</u>はご自宅へ送付いたします。</p>		

## 資料 3

## 3月31日までの残金清算早見表

項目 / 差引月	異動・派遣 前	異動・派遣 後に請求が発生				取扱先
	3月法定外差引	4月法定外差引	5月法定外差引			
指定店 一回払い 月賦払い	1/1～1/31購入分 (縮日は指定店によって 多少異なります)	2/1～2/29購入分 利用票(A組会員控え)にて清算いたします。 (水戸京成百貨店については専用伝票となります。)	3/1～3/31購入分			生 協
ガソリン JX日鉱日石エネルギー (エネオス・JOMOが統合) 出光ファイノオイル東日本 上記の全国共通カード	1/1～1/31給油分	2/1～2/29給油分 (振込依頼書送付)	3/1～3/31給油分 (振込依頼書送付)			
生協各売店・レストラン 個人掛利用分	1/1～1/31利用分	2/1～2/29利用分 (振込依頼書送付)	3/1～3/31利用分 (振込依頼書送付)			
図書 (川又書店配達購入分)	1/1～1/31購入分	2/1～2/29購入分 (振込依頼書送付)	3/1～3/31購入分 (振込依頼書送付)			
一般生命保険 がん保険(アメリカンファミリー)	3/1～3/31分の保険料	3月給与控除で終了。4月からは、直接保険会社へお支払い願います。 証券番号をご確認の上、各保険会社へ支払変更のお手続きを願います。				
簡易保険	3/1～3/31分の保険料	3月給与控除で終了。4月からは、直接郵便局へお支払い願います。 証券番号をご確認の上、最寄りの郵便局へ支払変更のお手続きを願います。				郵便局
自治労共済(職員組合)	4/1～4/30分の保険料	3月給与控除で終了。保障期間は4月末日まで				職員組合
県庁生協総合福祉制度 (遺族生活年金プラン)	3/1～3/31分の保険料	3月給与控除で終了(解約) 満期(12月31日)まで前納ができます。満期まで継続する場合は生協へ申し出願います。(9ヶ月分をお支払いください)				生 協
新・いりょう保険	3/1～3/31分の保険料	3月給与控除で終了。4月からは、直接保険会社へお支払い願います。 証券番号をご確認の上、各保険会社へ支払変更のお手続きを願います。				保険会社
介護費用保険	1/1～1/31分の保険料					
団体傷害保険(家族・普通傷害・ ファミリー・交通傷害・交通事故傷害) 団体傷害疾病保険(三井住友海上)	1/28～2/28分の保険料	解約となります。差し引きが1ヶ月遅れとなっております。1ヶ月分お支払いください。 満期(6月28日)まで継続する場合は、生協へ申し出願います。(4ヶ月分をお支払いください。)				生 協
自動車任意保険 (三井住友海上火災・損害保険ジャパン)	1月分の保険料	3月給与控除で終了。以降は、代理店よりご請求となります。				保険会社
(東京海上日動火災)	12月分の保険料					

## 各種保険の取扱いについて

保険会社名	保険の種類	保険期間	継続する場合	継続しない場合	連絡先	電話	担当者	連絡内容	備考欄	
自治・労共済	団体生命共済・火災共済	10月1日～翌年9月30日	※預金口座振替届出書 預金口座振替依頼書 をご提出ください。 継続加入出来ます。 保険料は、任意で指定 された口座より自動 引落としとなります。	職員組合に連絡する	茨城県職員組合	029-301-6133	鈴木	職員番号	65歳まで継続可能	
	長期共済	満了時まで積立		生協へ申し出る 継続しない場合でも6月満期日まで 延長可能です。	茨城県庁生協	029-301-6154	岩間	職員番号	団体傷害保険は75歳 団体傷害疾病保険は 69歳まで継続可能	
三井住友海上	団体傷害保険	6月28日16時～翌年6月28日16時まで		異動後11月1日16時まで有効	生協又は保険会社へ申し出る	茨城県庁生協 三井住友海上	029-301-6154 029-224-1717	理崎 小池	職員番号 証券番号	解約時 解約返戻金あり
	団体傷害疾病保険	6月28日16時～翌年6月28日17時まで			生協又は保険会社へ申し出る	茨城県庁生協	029-301-6154	理崎	職員番号	解約時 解約返戻金あり
	団体ゴルフ保険	11月1日16時～翌年11月1日16時まで			生協又は保険会社へ申し出る	茨城県庁生協 損害保険ジャパン	029-231-8043	湯ノ口	職員番号 証券番号	解約時 解約返戻金あり
	三井介護費用保険	加入・解約随時			生協へ申し出る 継続しない場合でも 12月満期日まで延長可能 (9か月分をお支払ください。)	茨城県庁生協	029-301-6154	楡山	職員番号	医療保障プランは 69歳まで継続可能 その他は70歳まで 継続可能
明治安田生命	<総合福祉制度> ◇遺族生活年金プラン ◇傷害プラン・傷害Wプラン ◇医療保障プラン+手術・ 7大疾病・介護加算プラン ◇退職後継続保障プラン ◇3大疾病保障プラン ◇長期療養収入補償プラン	1月1日～12月31日			生協又は保険会社へ申し出る。 契約内容により、解約時解約 返戻金あり	アメリカンファミリー水戸支社 茨城県庁生協	029-227-6505 029-301-6154		証券番号 生協団体コード 012581-4	
	アメリカンファミリー	がん保険 医療保険		加入・解約随時	生協又は保険会社へ申し出る	アイエヌジー生命 茨城県庁生協	0120-521-513 029-301-6154	三塚	職員番号 証券番号	解約時 解約返戻金あり
	アイエヌジー保険	新・いりょう保険		加入・解約随時	生協へ申し出る。 4月からの保険料は、代理店 からの請求となります。	茨城県庁生協内 サンライフGP代理店 水戸支社 茨城支店 水戸総合支社	029-301-1118 029-233-9206 029-231-8043	野村 新田 湯ノ口	職員番号 証券番号	
	三井住友海上	自動車任意保険		加入・解約随時	生協又は保険会社へ申し出る	茨城県庁生協	029-301-6154	三塚	職員番号 証券番号	
	東京海上日動 損害保険ジャパン				3月控除分は4月の保険料となるため 後日ご本人の口座へ返金いたします。	茨城県庁生協	029-301-6154	三塚	職員番号	掛金払込期間満了後 給付内容を選択
上記以外の 一般生命保険	生命保険	加入・解約随時		生協又は保険会社へ申し出る	茨城県庁生協	029-301-6154	三塚	職員番号 証券番号		
日本生命	団体積立制度	満了時まで積立		平成24年4月1日で保険期間終了とな ります。3月の募集期間に必ず解約申 込書をご提出ください。	茨城県庁生協	029-301-6154	岩間	職員番号	退職後5年間 損害賠償請求期間 延長特約付	
あいおい ニッセイ同和	公務員賠償	4月1日16時から 翌年4月1日16時まで	継続加入できますが、派遣先 によっては加入できない場合 があります。		茨城県庁生協	029-301-6154	岩間	職員番号		
郵便貯金・簡易生命 保険管理機構	簡易保険	加入・解約随時	3月給与控除で終了。4月以降は個人扱いとなります。		茨城県庁生協 水戸中央郵便局 保険課	029-301-6154 029-221-3396	三塚 平根	証券番号 団体番号 06993050043		

# 脱 退 届



(記入例)

茨城県庁生活協同組合理事長 殿

このたび定款の規定により貴組合を脱退いたします。

※脱退理由を○で囲んでください。 第10条〔自由脱退〕  
 第11条〔資格喪失〕  
 〃〔死亡〕

[出資金等返還口座]

処 理 日	年 月 日
脱 退 日	〇〇年〇〇月〇〇日
所属コード	— 職員(組合員)番号
所属課所名	● ● ● ● ● 1 2 3 4 5 6
フリガナ	セイキョウ タロウ
氏 名	生 協 太 郎
出資口数	口
出資金額	0 0 0 円

認印可

無記入で結構です

金融機関	中央労働金庫 〇〇銀行	本店 〇〇 支店
銀行・支店コード	△ △ △ △ □ □ □	
口座番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	
フリガナ	セイキョウ タロウ	
名義人	生 協 太 郎	
住 所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 〇	
電話番号	▲▲▲ (〇〇〇) □□□□	

※ 太枠内を記入してください。

上記の内容(個人情報)については、出資金返還等に使用します。

【生協使用欄】

出資証券	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 紛失届
組合員証	<input type="checkbox"/> JCB	<input type="checkbox"/> 提携なし <input type="checkbox"/> 紛失届
クレジットカード	<input type="checkbox"/> エネオ <input type="checkbox"/> JOMO	<input type="checkbox"/> 出光 <input type="checkbox"/> 無
法定外請求	<input type="checkbox"/> 有 ( )	<input type="checkbox"/> 無
保 險	<input type="checkbox"/> 有 ( )	<input type="checkbox"/> 無

出資金	_____ 円
配当金	_____ 円
相殺金	_____ 円
返金額	_____ 円
<input type="checkbox"/> 振込	<input type="checkbox"/> 現金

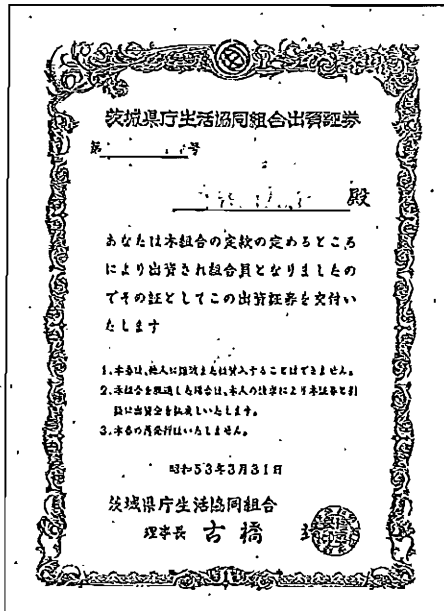
備考欄

入 力	承 認	検 印	処 理	起 票

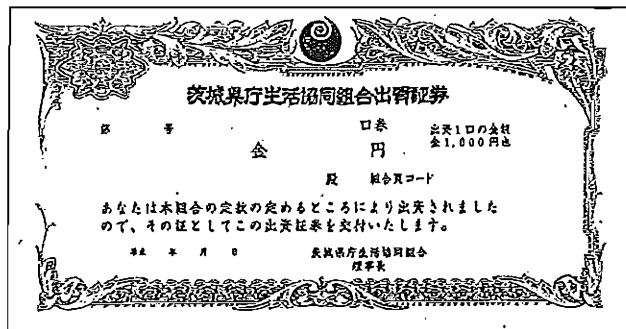
生協を脱退する方は、脱退届のご提出が必要となりますが、  
「出資証券」と「生協組合員証(カード)」もご返却くださいますようお願いいたします。  
(下記をご参照ください。)

## 「見本」

旧出資証券



現在の出資証券



組合員証(カード)



※ 万が一、出資証券、生協組合員証(カード)を紛失してしまった場合は、  
それぞれの「紛失届」が必要となりますので、生協事務局までご連絡ください。

〒310-8555  
水戸市笠原町978-6  
茨城県庁生活協同組合 管理課  
TEL 029-301-6150 庁内内線 6150

# 預金口座振替依頼書

組合員→県庁生協→金融機関

平成 年 月 日

〇〇銀行 御中

私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納企業名	茨城県庁生活協同組合	振替日	収納企業の指定する日（休業日の場合は翌営業日）
-------	------------	-----	-------------------------

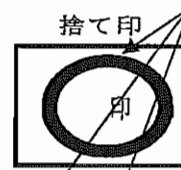
### —預金口座振替規定—

- 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。  
この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行の責による場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

(金融機関へのお届け印)

3カ所

預金口座	〇〇銀行 本店 金庫 〇〇 支店 組合 出張所														
	銀行コード			支店コード			預金種目		口座番号						
	0	1	2	3	1	2	3	1.普通	0	1	2	3	4	5	6
	フリガナ			セイキョウ			タロウ								
	口座名義人		生協太郎									お届け印	印		
住所	〒310-8555														
	水戸市笠原町978-6 TEL (029-123-4567)														
契約者番号 (組合員番号)			1	2	3	4	5	6	料金等の種類		売掛金				



金融機関使用欄	
不備返却事由	検印
1.預金取引なし	印鑑照合
2.印鑑相違	
3.記載事項等相違 (店名、預金種目、 口座番号、口座名義)	
4.その他	
	受付印

—金融機関送付—

# 預金口座振替申込書

茨城県庁生活協同組合 御中

私は、購入金(売掛金)等を預金口座振替により支払うこととしたいので、下記の内容を金融機関に対して依頼しましたので、請求書は下記の金融機関に送付してください。

フリガナ	セイキョウ タロウ												
氏名	生協太郎									お届け印	印		
契約者番号 (組合員番号)			1	2	3	4	5	6					

金融機関使用欄	
---------	--

—県庁生協保管—